



平成 22 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
コード番号 (5856) 上場取引所 東証第 2 部
代表者名 代表取締役社長 永井 鑑
問合せ先 代表取締役副社長 忍田 登南
T E L (03) 3548-1014

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 30 日に関東財務局へ提出しました内部統制報告書において、平成 22 年 3 月期の財務諸表の作成過程の一部で内部統制上の不備があったため、これを金融商品取引法に定める内部統制報告書に「重要な欠陥」として記載しましたので、お知らせいたします。

1. 重要な欠陥の内容

当社が過去に実施した第三者割当増資に関する当社のコンサルティング費用の支払いに関連して、多額の業績予想の修正及びその取消しを行なったこと、並びに第 1 期（平成 17 年 3 月期）期末決算、第 2 期（平成 18 年 3 月期）期末決算、第 3 期（平成 19 年 3 月期）期末決算、第 4 期（平成 20 年 3 月期）中間決算、期末決算及び第 5 期（平成 21 年 3 月期）第 1 四半期決算、期末決算において、有価証券報告書における注記の漏れがあることが判明し訂正いたしました。さらに、平成 22 年 5 月 29 日に、第 4 期（平成 20 年 3 月期）期末決算及び第 5 期（平成 21 年 3 月期）期末決算において、関連当事者取引についての訂正の行なわなければならないこととなりました。

これらは、全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスにおけるチェック項目、チェック体制が不十分であったことに起因しております。旧代表取締役の強い圧力の下、いずれも当該判断を支える事実関係についての十分な実態調査を行なわなかったことが表面的な原因であります。経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスが機能していなかったことが根本的な原因であります。

なお、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

当社は、当社が支払手数料返還金を返還し特別利益の計上及び業績予想の修正を訂正した件並びに過年度の決算短信等を訂正した件について、経営者のコンプライアンス意識の脆弱さ及び取締役会・監査役会のガバナンスの機能等について問題を有しておりましたが、期間及び人材の不足により、平成 22 年 3 月末日までには是正できませんでした。これらを是正すべく平成 22 年 5 月 26 日に「改善報告書」を提出し改善措置を実施中であります。また、平成 22 年 5 月 29 日に、さらに関連当事者取引についての訂正を行なわなければならないこととなりました。

3. 重要な欠陥の是正策

当社重要な欠陥の是正のために、下記の対応を行い、翌事業年度に当是正策の浸透を図り、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

ア. 取引・契約に関わる意思決定プロセスの改善

- ①取引・契約に関わるもの
 - i. 取引・契約開始にあたっての調査及び評価・開始後の取引・契約の管理体制の整備
- ②監視機能に関わるもの
 - i. 「コンプライアンス担当責任者の選任」及び「コンプライアンス委員会の設置（機能化）」
 - ii. 「内部監査室の強化」ならびに「内部通報システムの強化」
- イ. 適時開示体制の強化
 - ①体制の整備（情報取扱責任者の選任等）
 - ②「情報開示基本規程」等の整備
 - ③重要事実に関する情報が発生した場合の対応手順の確立
 - ④関連当事者取引把握体制の強化
- ウ. 役員のガバナンス改善
 - ①役員の意識及び知識の向上
 - ②取締役会及び監査役会の活性化

4. 財務諸表上の監査報告における監査意見
無限定適正意見であります。

以 上